特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	令和4年度別府市子育て世帯等臨時特別支援事業(電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金)支給事務 基礎項目評価書【令和5年3月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

別府市は、令和4年度別府市子育て世帯等臨時特別支援事業(電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金)支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

大分県別府市長

公表日

令和5年7月19日

I 関連情報

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	令和4年度別府市子育で世帯等臨時特別支援事業(電力・カス・食料品等価格高騰緊急支援給付金) ま終事務					
②事務の概要	支給事務 公的紹介の文和等の迅速がつ雅美な美施のための頂頂 並口座の豆蘇等に関する本体(下和3年/ 律第38号)の規定に基づき、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(原油価格や物価高騰等 の影響に鑑み、令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰等対策予備 費の使用に基づく生活支援臨時特別事業費補助金を財源として支給される給付金であって、別府市が ら、低所得者世帯を支援する観点から支給されるものをいう。以下「給付金」という。)の支給を実施する ための基礎とする情報の管理に関する事務 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 給付金の受給資格の確認及び給付金の支給台帳の管理に関する事務 ② 給付金の支給申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関 する事務					
③システムの名称	給付金システム、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル:	Z Z					
令和4年度別府市子育て世帯	等臨時特別支援事業(電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金)支給情報ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の101の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定 める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条					
4. 情報提供ネットワークシ						
①実施の有無	<選択肢> (選択肢> (選択肢> () 実施する () 実施しない () また					
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の121の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の4					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	市民福祉部 ひと・くらし支援課					
②所属長の役職名	ひと・くらし支援課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	総務部 総務課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 T _L 0977-21-1251 mail:gen-ga@city.beppu.lg.jp					
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	市民福祉部 ひと・くらし支援課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 IEL0977-21-1113 MAIL:sow-hw@city.beppu.lg.jp					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和4年1月21日 時点					
2. 取扱者							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	4年1月21日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価書]		1)	(選択肢>)(基礎項目評価書表で)(基礎項目評価書及で)(基礎項目評価書及で)	「重点項目評価書 「全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については	、それぞれ重り	点項目評価					
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供ネットワ	フークシステム	ムを通じた	:入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分	}である]	1)	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[+%	うである]	1)	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[+%	うである]	1)	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [〇]委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	1)	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	k (委託や情報提	供ネットワーク	システムを	通じた提供を除	₹ ८.) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	1)	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) :) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続			[]接続し	ない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[+9	}である]	1) 2) 3)	(選択肢≥) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か		うである]	1)	(選択肢>)) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・注	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[+9	}である]	1)	(選択肢≥) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[〇] 自己点	検	[] [内部監査	[] 外部監	査		
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に	行っている]	1) 2)	(選択肢>) 特に力を入れて行っ) 十分に行っている) 十分に行っていない	ている		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明